

2 2 埼玉県立病院機構建築物定期調査業務仕様書

- 1 業務名称 2 2 埼玉県立病院機構建築物定期調査業務
- 2 業務場所 熊谷市板井 1 6 9 6 ほか
- 3 対象施設 病院 本館棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建て ほか
(別添調査対象施設及び貸与予定資料、建物一覧参照)
- 4 履行期間 契約日から令和5年3月20日まで
- 5 業務の内容及び範囲 県立4病院における建築基準法第12条第1項に基づく建築物の定期調査及び報告書の作成。(特定行政庁への報告業務を含む。)

上記の調査及び報告書の作成は以下による。

- ・外装仕上げ材等の調査方法は、建築基準法令等の定めによる。なお、本調査において安全確保上重大な異常が認められた場合は、発注者と協議のうえ、当該部分に対するテストハンマー等による全面的な打診を追加実施する。
- ・別添による建築物は赤外線調査を実施する。
- ・石綿の調査方法は、目視及び設計図書等による(分析調査は含まない)。ただし新たに発見した場合は、点検票に記載する。
- ・防火設備(作動状況や閉鎖作動時の危害防止機構等)の調査については、消防点検等の記録、図面、目視による。
- ・特定天井の点検業務
- ・免振建築物についての維持管理点検及び報告書の作成。
- ・本調査を行う者の資格要件は1級建築士とする。
- ・敷地内建築物調査は、4病院の全ての建築物(定期調査対象外を含む)について、過去の計画通知及び現地調査を基に、配置、構造規模、建築年を調べ、基本図面を作成する。調査は、建築基準法の敷地単位にて行う。また、特例許可歴(日影規制等)についても併せて確認する。

- 6 適用基準等
- ・ 建築基準法、同施行規則及び国土交通省告示
 - ・ 特定建築物定期調査業務基準(2016改訂版)
(一般財団法人日本建築防災協会発行)
 - ・ 「免振建築物の維持管理基準<改訂版>2018」(社団法人日本免震構造協会発行)
- 7 提出書類 埼玉县委託契約約款に規定するもののほか、業務に先立ち、次の手続き書類を提出し、監督員の承諾を受けること。
- (1) 業務計画書
- ・ 業務概要
 - ・ 業務工程
 - ・ 業務組織計画(担当技術者名簿及び業務分担表を含む)
 - ・ 使用する主な図書及び基準
- (2) 協力事務所承諾願(協力事務所を使用する場合)
- 8 成果品
- (1) 報告書
- 報告書は建築基準法令の規定による様式とする。
(参考) 一般財団法人埼玉県建築安全協会
<https://skjak.jp/pages/8/>

1) 定期調査

以下を施設毎に別ファイル綴じ各2部提出する

- ・ 調査結果表、調査結果図、関係写真（法令様式と兼ねることができる。）
- ・ 建物履歴等（ヒアリング）票（様式A）
- ・ 定期点検結果報告書（様式B）
- ・ 施設別概要書
- ・ 棟別概要書、別紙（1～6）

2) 敷地内建築物調査

- ・ 配置図（計画通知の敷地境界線、特例許可を明示したもの）
- ・ 建築物一覧表（構造規模、建築年、計画通知、検査済証）
- ・ 各階平面図

(2) 上記報告書の電子データ

全施設の報告書データを収納したCD-R：1枚

各施設毎の報告書データを収納したCD-R：各1枚

（ファイル形式は監督員の指示による）

9 特記事項、その他

- (1) 受注者は、特に明記なきものや疑義を生じたものについては、発注者と協議し指示を受けるものとする。
- (2) 発注者は、本委託業務に必要な図書及びその他の関係資料を受注者に提供又は貸与するものとする。
- (3) 受注者は、作成する調査資料並びに機構から提供を受けた関連資料を当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。